公益財団法人那須塩原市文化振興公社定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人那須塩原市文化振興公社（以下「公社」という。）と称する。

（事務所）

第２条　公社は、主たる事務所を栃木県那須塩原市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　公社は、公の文化施設等の管理運営及び利用促進に関する事業を行い、文化、芸術の振興及び発展並びに創造に寄与することにより、市民福祉の向上に資することを目的とする。

（事業）

第４条　公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　主催公演・共催公演による芸術鑑賞の機会の提供事業

（２）　育成型事業による芸術文化の普及振興事業

（３）　参加型事業及び施設の貸与による芸術文化活動の場の提供事業

（４）　第１号から第３号に掲げる事業の拠点とするための黒磯文化会館の管理運営事業

（５）　その他公社の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、栃木県那須塩原市において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　公社の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、公社の基本財産とする。

２　基本財産は、公社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなけれ

ばならない。

（事業年度）

第６条　公社の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　公社の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）　監査報告

（２）　理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類

（４）　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第９条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第１０条　公社に評議員３名以上１２名以内を置く。

２　評議員のうち、１名を評議員会会長とする。

３　評議員会会長は、評議員会において選定する。

（評議員の選任及び解任）

第１１条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）　各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

イ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ　当該評議員の使用人

エ　イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ　ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ　イからエまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア　理事

イ　使用人

ウ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第１２条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１３条　評議員に対して、各年度の総額が５５万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

２　評議員には､その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会において別に定める。

第５章　評議員会

（構成）

第１４条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１５条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事の選任又は解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額

（３）　評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（５）　定款の変更

（６）　残余財産の処分

（７）　基本財産の処分又は除外の承認

（８）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第１６条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の２種とする。

２　定時評議員会は、毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催する。

３　臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）

第１７条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第１８条　評議員会の議長は、評議員会会長とする。

２　評議員会会長が出席しないときは、その評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

（定足数）

第１９条　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第２０条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

２　前項前段の場合において、議長は、評議員会の決議に、評議員として議決に加わらない。

３　第１項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係者を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）　定款の変更

（４）　基本財産の処分又は除外の承認

（５）　その他の法令で定められた事項

４　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２２条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第２１条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその評議員会において議長が指名した議事録署名人２名が記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第２２条　公社に、次の役員を置く。

（１）　理事　３名以上１２名以内

（２）　監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２３条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行する。

３　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、公社の業務を分担執行する。

４　理事長及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第２６条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２２条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２７条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２８条　理事及び監事に対して、評議員会で別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会において別に定める。

第７章　理事会

（構成）

第２９条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３０条　理事会は、次の職務を行う。

（１）　公社の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　理事長及び常務理事の選定及び解職

（４）　評議員会で定めるもの以外の規則及び規程等の制定、変更及び廃止

（種類及び開催）

第３１条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。

２　通常理事会は、毎事業年度２回開催する。

３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めたとき。

（２）　理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

（３）　前号の請求があった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（４）　監事から理事長に招集の請求があったとき。

（５）　前号の請求があった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、そ

の請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第３２条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事又は各理事が理事会を招集する。

（議長）

第３３条　理事会の議長は、理事長とする。

２　前項の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事がこれに当たる。

（定足数）

第３４条　理事会は､理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第３５条　前条の規定にかかわらず、理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

２　前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わらない。

（決議の省略）

第３６条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

（報告の省略）

第３７条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、第２４条第４項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第３８条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３９条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１１条についても適用する。

（解散）

第４０条　公社は、基本財産の滅失による公社の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定取消し等に伴う贈与）

第４１条　公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４２条　公社が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第４３条　公社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１０章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第４４条　公社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第４５条　公社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

第１１章　事務局

（事務局の設置等）

第４６条　公社の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局に必要な職員を置き、理事長が任免する。

３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第４７条　事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（１）　定款

（２）　登記に関する書類

（３）　評議員会及び理事会の議事に関する書類

（４）　その他法令及びこの定款で定める書類及び帳簿

２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第４４条第２項に定める情報公開規程によるものとする。

第１２章　補則

（委任）

第４８条　この定款に定めるもののほか、公社の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び一般財団

法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　公社の最初の理事長は阿久津憲二、最初の副理事長は渡邉泰之、最初の常務理事は成瀬充とする。

４　公社の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

上野宏美、江連彰、織田哲徳、相馬力、髙久健二、田代哲夫、野村欣男、平山忠、松井光代

附　則

この定款は、認定法第４条の認定を受けた日（平成２７年４月１日）から施行する。

附　則

この定款は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	足利銀行　１０，０００，０００円 栃木銀行　１０，０００，０００円 那須野農業協同組合　１０，０００，０００円
投資有価証券及び普通預金	帳簿価額の合計金額が６０，０００，０００円となる以下の財産 貸借対照表における投資有価証券（国債）及び普通預金（足利銀行）